論点⑦　薬物療法の最適化及び切れ目のない薬剤情報連携の推進

論点⑦

■ 介護老人保健施設においては、かかりつけ医連携薬剤調整加算により、入所前の主治医との連携又は施設内での薬剤の評価・調整、科学的介護情報システム（LIFE）への服薬情報の提出、退所時の減薬等を評価している。

■ 高齢者の薬物療法を巡っては、抗コリン薬リスクスケールの活用等による薬剤起因性老年症候群への対応や、医療安全、利用者及び職員の負担軽減に資する服薬簡素化の取組が進められている中で、薬剤師が利用者の状態等を踏まえて薬物療法を薬学的に評価し、医師への処方提案や多職種との情報共有を行うことで、利用者の状態改善や薬剤費の削減に加え、服薬簡素化等を通じて、看護・介護職員の服薬関連業務の負担軽減につながった事例がみられた。

■ 一方、薬剤関連業務の実施状況をみると、「持参薬の確認・整理」や「採用薬・ジェネリック医薬品への変更提案」等の入所時における薬剤関連業務は広く実施されていたが、「ポリファーマシー対策」や「薬物治療内容の調整の提案」、「退所後の生活環境に応じた服薬タイミング調整」等、入所中及び退所時における薬物療法の最適化や薬剤情報連携に資する業務の実施割合は相対的に低く、薬剤師の関与の度合いも低かった。

■ また、直近3か月の退所者のうち、薬剤数が減少した利用者は26.1％、3剤以上減少した利用者は9.6％、服薬回数が減少した利用者は13.2％であった。

■ 利用者に対する薬物療法の最適化を推進し、ケアの質向上及び施設職員の負担軽減を図るとともに、退所時における切れ目のない薬剤情報連携及びLIFEに提出した薬剤情報の活用を推進する観点から、評価の在り方についてどのように考えるか。

⇒　薬剤情報に係るLIFEの評価のあり方については、 LIFEに関する介護給付費分科会において説明及び議論を実施予定

対応案

■ 介護老人保健施設における薬物療法の最適化を推進する観点から、薬剤師による入所時から入所中までの継続的な薬学的管理を通じた薬物療法の評価、医師への処方提案等を通じた薬剤調整及び経過確認等の取組並びに薬剤管理指導を評価するとともに、入所中に実施した薬物療法の見直し内容、変更理由及び変更後の経過等の薬剤情報を引き継ぐ取組並びに多剤服用適正化につながった場合を評価するため、かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し等、必要な対応を行うこととしてはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.60 より抜粋

かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し

告示改正

■　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）について、施設におけるポリファーマシー解消の取組を推進する観点から、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合に加え、施設において薬剤を評価・調整した場合を評価する新たな区分を設ける。その上で、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合の区分を高く評価する。

■　また、新たに以下の要件を設ける。

ア　処方を変更する際の留意事項を医師、薬剤師及び看護師等の多職種で共有し、処方変更に伴う病状の悪化や新たな副作用の有無について、多職種で確認し、必要に応じて総合的に評価を行うこと。

イ　入所前に６種類以上の内服薬が処方されている方を対象とすること。

ウ　入所者やその家族に対して、処方変更に伴う注意事項の説明やポリファーマシーに関する一般的な注意の啓発を行うこと。

介護老人保健施設　※入所者１人につき１回を限度として、当該入所者の退所時に加算

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ　140単位/回（一部変更）
＜入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合＞

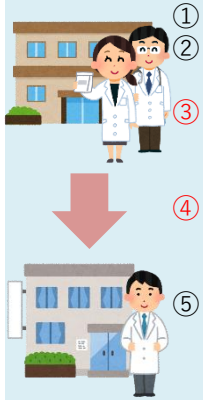

① 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講すること。

② 入所後１月以内に、状況に応じて入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて主治の医師に説明し、合意していること。

③ 入所前に当該入所者に６種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行うこと。

④ 入所中に当該入所者の処方の内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと。

⑤ 入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後１月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ　70単位/回（新設）
＜施設において薬剤を評価・調整した場合＞





- かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イの要件①、④、⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。
- 入所前に６種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）　240単位/回
＜服薬情報をLIFEに提出＞

- かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロを算定していること。
- 当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。



かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）　100単位/回
＜退所時に、入所時と比べて１種類以上減薬＞

- かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定していること。
- 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて１種類以上減少していること。



出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.56 より抜粋

介護老人保健施設における薬物療法の最適化に係る取組事例とその効果

○薬剤師が利用者の状態等を踏まえて薬物療法を薬学的に評価し、医師への処方提案や多職種との情報共有を通じて、薬物療法の最適化につなげることにより、利用者の状態改善や薬剤費の削減に加え、看護・介護職員の服薬関連業務の負担軽減につながった事例がみられた。

利用者への効果

生活機能　ふらつきの改善によるリハビリテーションの実施

血圧が90～100/60mmHgで推移していた92歳の利用者について、薬剤師が血圧等を踏まえ、転倒リスクを考慮して医師に降圧薬の中止を提案した。ふらつきが改善し、リハビリテーションを実施できるようになった。

日中活動　日中の傾眠の改善による活動性の向上

薬剤師が、認知症治療薬の服用時点が日中の傾眠に影響している可能性を考え、医師及び看護師に相談した結果、服用時点が朝から夕方へ変更された。日中の傾眠が改善し、リハビリテーションを実施できるようになるとともに、転倒リスクも軽減した。

多剤服用　多剤服用の改善及び薬剤費の削減

定期処方薬を服用している入所者に６剤以上の服用者が多かったことから、薬剤師と看護師がカンファレンスを実施した。処方提案等を通じて、57名中48名（84.2%）で処方が変更され、６剤以上を服用している利用者の割合は59.6%から38.6%へ、平均服用薬剤数は6.6剤から５剤へ減少し、１か月当たりの薬剤費は約８万円削減された。

施設職員への効果

服薬簡素化　服薬回数の見直しによる服薬関連業務の負担軽減

１日３回、朝・昼・夕に分けて薬剤を服用していた利用者について、薬剤師が医師に服用時点の見直しを提案し、１日１回の昼食後服用に集約した。その後も血圧は安定し、胃部不快感はみられなかった。また、看護師の配薬時間が短縮され、介護職員が食事介助に充てられる時間を確保できた。

服薬支援　起床時の服薬支援回数の減少

週１回のビスホスホネート製剤を服用していた７名について、薬剤師が医師及び看護師と相談し、月１回製剤に変更につながった。その結果、起床時の服薬支援回数が月46回から７回へ減少し、看護・介護職員が服薬支援に要していた時間を他の業務に充てることが可能となった。

配薬管理　配薬セットと薬学的確認の一体的な実施

持参薬の識別や配薬等を看護師が担っていた施設において、薬剤師が配薬カートへの薬剤セットに加え、薬剤切れ、用法・用量及び処方切替えの状況を確認した。その結果、配薬の間違いや服薬忘れが減少するとともに、看護師が配薬準備に要していた時間が減少し、他の看護業務に重点を置けるようになった。

【出典】一般社団法人日本病院薬剤師会 療養病床委員会「介護老人保健施設・介護医療院における薬剤師介入の効果に関する実態調査（2026年度）」（速報値）をもとに老健局老人保健課作成

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.57 より抜粋

介護老人保健施設における入所者に対する薬剤関連業務の実施状況

○入所時における主な薬剤関連業務として、「持参薬の確認・整理」や「採用薬・ジェネリック医薬品への変更提案」は多くの施設で実施されており、その多くで薬剤師が主に関与していた。一方で、「入所前の薬剤管理方法の確認」や「処方意図・処方経緯の確認」、「1日薬価の計算・把握」は相対的に実施割合が低く、薬剤師の関与の度合いもそれぞれ、24.4%、27.7%、32.0%と低かった。
○入所中及び退所時における薬物療法の最適化や薬剤情報連携に資する業務は、入所時に比べて相対的に実施割合が低く、そのうち「ポリファーマシー対策」や「薬物治療内容の調整の提案」、「退所後の生活環境に応じた服薬タイミング調整」では薬剤師の関与の度合いもそれぞれ、15.8%、13.5%、6.3%と低かった。

■　介護老人保健施設の入所者（概ね70%以上）に対する薬剤関連業務の実施状況（n=303）

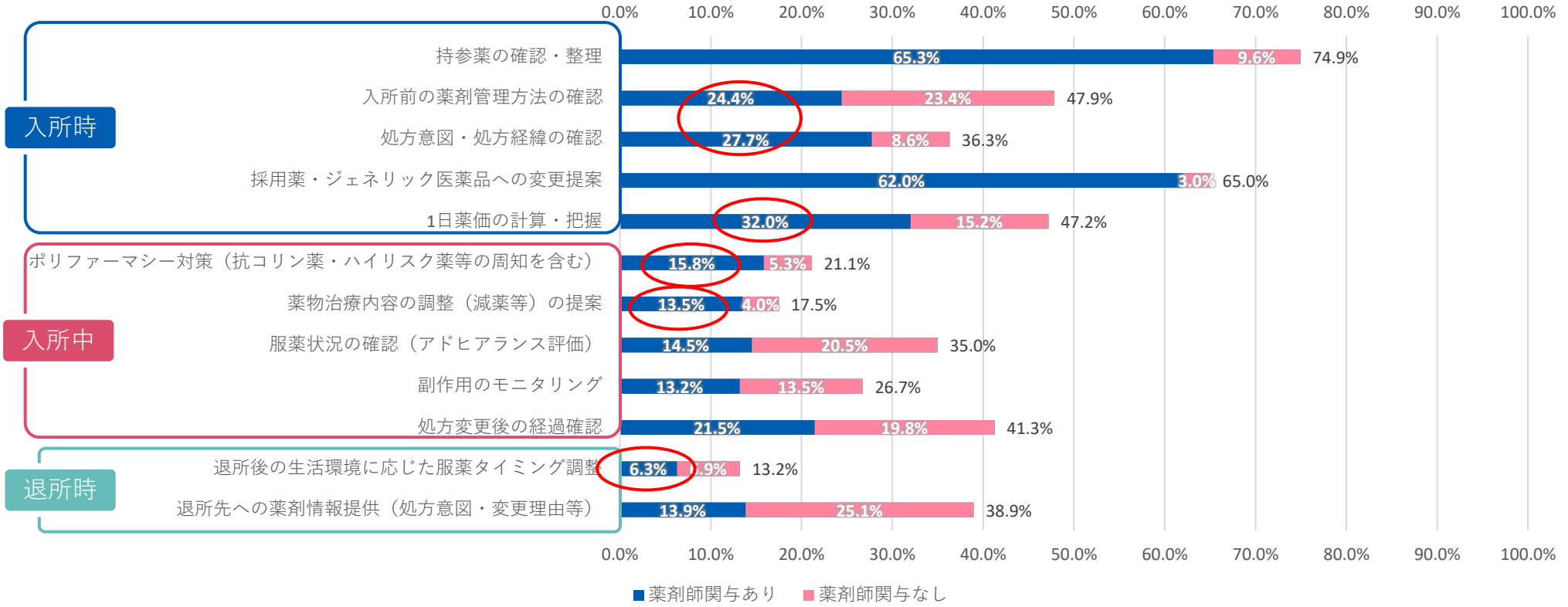

【出典】一般社団法人 日本病院薬剤師会 療養病床委員会「介護老人保健施設・介護医療院における薬剤師介入の効果に関する実態調査（2026年度）（速報値）」をもとに老健局老人保健課作成

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p. 58 より抜粋